

<定例研究会報告要旨>

第1561回(1月12日)

米の生産調整と農業所得・農地需要 ——減反政策に関する一試論——

伊藤 順 一

改めて述べるまでもなく、米の管理と構造政策は、わが国農政の中心に位置するが、それを生産調整と関連づけるとき、以下のことが重要であろう。まず第一に、生産調整は構造政策と矛盾するようなものであってはならない。言い換えると、生産調整がどのような形で実施されるにせよ、それは農地の流動化を大きく阻害するものであってはならない。第二に、一律的な転作割当から選択制への移行は、規模拡大の面で優れた効果をもつ可能性がある反面、米の需給調整を困難にし、米価の水準を不安定ならしめる。つまり、生産調整の方式を変更することは、食糧制度の根底に関わる問題となる。第三に、生産調整が農家経済に与える影響を正しく理解することが必要である。一律的な転作割当は究極的に、逸失所得の均等を意味していると考えられる。

以上の指摘を念頭に置いて、本報告では転作割当と転作奨励金が稲作所得及び借地需要に、どのような影響を与えてきたかを検討する。また、一律的な転作割当に弊害が生じていれば、現行制度の見直しが必要であるから、本報告の目的には生産調整に関する政策提言も含まれる。

分析では農家の所得極大化を仮定し、米の生産調整が稲作所得と借地需要に及ぼす影響を検討した。転作率と転作奨励金単価を説明変数とする所得関数を推計した結果、以下のことが明らかとなった。稲作農家における稲作所得と借地需要は、転作奨励金単価の引き下げによって減少する。また、借地需要は転

作率の上昇によって増加する。これに対して、転作の強化が稲作所得に与える影響は、奨励金単価と地代率の大小関係に規定され、前者が後者を上回っていた1986年まで、転作率の上昇は所得を増加させ、それ以降減少させる。

本報告では、一律的な生産調整が農地流動化を阻害することを確認した上で、大規模農家に対する転作の強化と奨励金単価の引き上げ、及び小規模農家に対するこれとは反対の組合せを提示した。この方法は転作奨励金総額の削減、米の需給均衡、稲作所得の現状維持を果たしながら、大規模農家の借地増、小規模農家の借地減といった効果をもつ。要するに、規模を基準として転作率と奨励金単価を差別化することは、農地の流動化と大きく矛盾しない。提言の留保として二つのことが指摘できる。一つは、傾斜的な生産調整方式が余分な行政コストの発生を不可避なものとし、米の需給計画を困難にするということである。もう一つは、この方式が大規模農家の農地集積と矛盾はしないが、それを大幅に進展させることは有り得ないということである。